

令和4年8月10日

トラック事業者に対して行政処分を行いました

～ 過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった事業者へ 事業停止30日間を命令 ～

島根運輸支局では、島根県のトラック事業者である株式会社エムケイ運送の山陰営業所に対し、法令違反に関する情報提供を端緒として、令和3年4月19日及び同年4月27日に一般監査を実施しました。

監査の結果、過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかったことなど、貨物自動車運送事業法等関係法令の違反が認められたことから、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、下記のとおり、同社営業所に対し30日間の事業停止及び事業用自動車の使用停止を行い、併せて同法第23条の規定に基づき、輸送の安全確保命令を行いましたので、お知らせします。

記

- 行政処分年月日 : 令和4年7月27日 (処分権者:中国運輸局長 ますだ ひろし 益田 浩)
- 事業者名 : 株式会社 エムケイ運送 (代表取締役 まつむら かつや 松村 勝也)
(法人番号:3250001016372)
住所 : 山口県岩国市立石町二丁目1番17号
処分対象営業所 : 山陰営業所 (島根県松江市八幡町796番地39)
- 行政処分等の内容
 - 山陰営業所に係る事業停止 30日間 (注1) (令和4年8月10日から同年9月8日)
 - 事業用自動車の使用停止 10日車 (1両×10日)
(令和4年9月9日から同年9月18日)
 - 輸送の安全確保命令 (注2)
- 違反の内容 : 別紙のとおり
- 違反点数付与状況 : 31点 (累積点数31点)

【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当 : どい もりわき 土井、森脇

TEL : 082-228-3460

FAX : 082-228-3452

島根運輸支局 自動車運送事業監査室

担当 : おにむら たご 鬼村、田子

TEL : 0852-37-1311

FAX : 0852-37-2030

【資料配付先】

[広島地区]: JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、広島県政記者クラブ

[島根地区]: 県政記者クラブ

【違反の内容】

1. 運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
2. 点呼を確実に実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)
3. 点呼の記録の記載事項等に不備があった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
4. 運行指示書の記載事項等に不備があった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)

【参考】最近の事業停止処分状況

(中国運輸局管内のトラック関係)

※この度の処分も含む

	事業停止 3日間	事業停止 7日間	事業停止 10日間	事業停止 14日間	事業停止 30日間	年度合計
平成30年度	1件	1件				2件
令和元年度						0件
令和2年度					1件	1件
令和3年度					4件	4件
令和4年度					2件	2件

注1: 運転者の勤務時間及び乗務時間について乗務時間等告示で定める基準を著しく遵守していなかったため、行政処分等の基準に基づき30日間の事業停止とするもの。

注2: 貨物自動車運送事業法第23条に規定される「貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令」で、必要な措置を講じなかった場合は、事業の許可が取り消しとなる。